

司法修習委員会（第40回）議事録

1 日時

令和3年7月8日（木）午前10時から午後零時まで

2 開催方法

オンライン会議

3 出席者

（委員）秋吉仁美，井田良，翁百合，笠井之彦，河瀬由美子，酒巻匡（委員長），高瀬浩造，藤原浩，増田悦子，山本和彦（敬称略）

（幹事）石井芳明，一場康宏，沖野眞己，河本雅也，川山泰弘，五島丈裕，佐藤隆之，佐藤剛，設楽あづさ，杉山徳明，鈴木謙也，中井淳，松下淳一（幹事長），丸山嘉代，山本光太郎（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

イ 実務修習に関する状況等について

ウ 令和3年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項について

（2）今後の予定について

5 配布資料

（資料）

79 第74期導入修習に関するアンケート集計結果

6 議事

（1）委員・幹事の交替

栃木委員に替わり笠井委員が，鍵尾幹事，北澤幹事，清藤幹事に替わり川山幹事，五島幹事，中井幹事が新たに任命された旨の報告がされた。

（2）報告等

一場幹事から，司法修習の実施状況等について報告がされ，その中で，修習

専念資金の貸与申請について、第73期では令和2年11月27日現在で781件の申請があり、これは修習生全体の約53%に当たること、第74期では修習開始の令和3年3月31日現在で630件、同年5月31日現在で698件の申請があり、それぞれ、全体の約43.2%及び約47.9%に当たること、兼業許可の状況について、第73期については同年1月27日現在で254件を許可し、第74期については同年5月31日現在で255件を許可していることの報告がされた。

また、一場幹事から、令和5年以降の司法修習の開始時期について、最高裁判所においては、令和5年以降の司法試験の合格発表後に実施する司法修習について、毎年3月20日前後（最も早い年で3月19日）に司法修習を開始することとしていることの報告があった。

(3) 意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

導入修習に関する状況等について、一場幹事から御報告をお願いしたい。

(一場幹事)

導入修習は第68期から開始され、修習開始段階で修習生に不足している実務基礎知識、能力に気づかせるとともに、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行われるようにすることを目的として実施している。

第74期においては、初めて、オンライン方式により導入修習を実施した。オンライン方式による導入修習の実情について、私からはその概要について御報告するとともに、例年実施している導入修習後の状況等に関するアンケートの結果について御報告する。

まず、第74期導入修習の概要について、例年、導入修習は全国の修習生が和光市の司法研修所に参集する形で実施してきたが、第74期の導入修習は第73期の集合修習と同様、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、全面的にオン

ライン方式により実施した。ウェブ会議用アプリは、マイクロソフトのチームズを使用し、講義はクラス単位とした上で、教官と修習生との間の双方向のやり取りや、修習生間のグループ討論を取り入れながら、導入修習の目的を達成する上で効果的な指導ができるよう、各教官室において工夫して実施した。

続いて、アンケートの結果についてご報告する。これまでも、導入修習の状況を把握し、今後の修習の質の向上に役立てることを一つの目的として、各期において、導入修習終了時及び集合修習開始時の2回、修習生に対してアンケートを実施している。第72期以降は各期の経年変化を見ることに主眼を置き、質問事項を絞って実施している。

第74期については、導入修習終了時のアンケートを実施したところであり、その結果をまとめたものが資料79である。修習生1455人中1442人の修習生がアンケートに回答し、回収率は99.11%であった。以下、アンケートの結果について何点か簡単に取り上げて御紹介する。

資料79の1頁、図表1-1は知識・能力の項目ごとに導入修習中に不足を感じたか否か、感じた場合に導入修習中に自学自修に取り組んだか否かを集計したものであり、2頁の図表1-2-1から3頁の図表1-2-3までは、これを第73期のアンケートの結果と比較したものである。知識・能力に不足を感じた者の割合は、要件事実の考え方を除き、第73期と比較すると全ての項目において減少している。これが導入修習をオンライン方式により実施したことと関連性を有するかについては慎重に分析する必要があるが、そのうち、実際に自学自修に取り組んだ者の割合のみに着目すると、民事訴訟手続を除く全ての項目で第73期よりも増加しており、逆に、自学自修に取り組まなかった者の割合のみに着目すると、全ての項目を通じて減少している。導入修習の趣旨に照らすと好ましい傾向といえる。

8頁の図表3-1及び図表3-2は、不足を感じて自学自修に取り組んだ修習生が実際に行った自学自修の内容について集計したものである。図表3-1に見られるとおり、利用した教材等についての全体的な傾向は第73期から大きな変化はな

いが、法律基本書を利用した者の割合が増加している点については、導入修習がオンライン方式により実施されたことで、自宅などで保有している基本書を利用しやすい環境にあったことの影響が考えられる。

9頁の図表4-1及び図表4-2は、不足を感じたものの自学自修に取り組まなかった修習生について、取り組まなかった理由を集計したものである。図表4-1に関して、やり方が分からなかった、適した教材や文献が分からなかった等の理由で自学自修に取り組まなかった修習生が一定割合見られることは引き続き検討すべき課題であるが、時間的余裕がないことを理由として自学自修を行わなかった者の割合は、第73期と比較すると大きく減少しており、これについては、導入修習がオンライン方式で実施されたために通所が不要になったことや、コロナ対策のために外出自粛を求められたことなどの影響が考えられる。導入修習アンケートの結果についての御説明は以上である。

最後に、導入修習チェックシートについても触れさせていただく。導入修習チェックシートは、修習生が導入修習を通じて認識した課題を分野別実務修習の指導担当者と共有し、指導に活用してもらうために修習生が作成するもので、この委員会でも継続的に御議論いただいているものであるが、第74期においても、チェックシートを用いて修習生の認識した課題を実務修習の指導担当者の指導につなげる取組を継続中である。

(酒巻委員長)

続いて、司法研修所の各上席教官の幹事の皆さんから、オンライン方式による第74期導入修習の状況等について御報告いただきたい。まず、民事裁判教官室からお願いしたい。

(鈴木幹事)

民事裁判科目について御報告する。他の科目も同じであるが、講義はチームズを使って行ったため、多くの教官がパワーポイントを画面共有して講義を実施した。カリキュラムによってはDVD視聴も織り交ぜた。修習生と双方向等のやり取りを

行ったほか、少人数のグループごとに会議を立ち上げてグループ討論を行わせた。

修習生間の交流が参集に比べて制限されていたことも関係してか、グループ討論が修習生に非常に好評であったと考えている。教官としても、グループの組み合わせを変えたり、通常よりもグループ討論の機会を増やしたりという形で講義のやり方を工夫した。

修習生のカメラはオンとすることを原則として実施した。教官としても修習生の反応が分かるので講義がやりやすく、また張り合いもあった。途中からは、通信容量の関係で、発言時以外はカメラをオフにしたクラスもあった。

チームズを使ったため、修習生からの質問が講義の途中でチャットで教官に入り、それを教官が見て、講義の中でその質問も取り上げて、その質問も踏まえて講義をするといったことを行った。

オンライン方式による講義の修習生の受け止めとしては、修習生間又は修習生と教官との交流の機会が参集と比べると少なかったことは残念という声もあったが、カリキュラム自体についてはおおむね好評であったと理解している。講義が録画されていて復習のために見直すことができたとか、通勤が不要で、その時間を予習復習等に充てられたということも好評の要因になったのではないかと考えている。

(酒巻委員長)

次に、刑事裁判教官室から御報告をお願いしたい。

(河本幹事)

オンラインによる修習の実施状況自体は民事裁判教官室から申し上げたとおりであるため、重複しない範囲で御報告する。

刑事裁判教官室でも、講義とグループ討論を行い、グループ討論は、検察・刑事弁護とともに、三教官室で、勾留に関する問題研究及び殺意が問題になる事案を取り上げた公判前整理手続において実施した。比較的活発に意見交換が行われており、今の修習生は非常にこういうものに慣れているという感を強くした。逆に、私の方が慣れずに操作に少し戸惑っていると、教官、ここを押せばいいですよといった感

じで教えてくれたりした。いろいろな年齢の修習生がいるが、広く慣れているという感じを持った。

また、接触の機会、懇親の機会という話もあったが、クラスでもオンライン飲み会というものを行った。こういう接触の在り方も非常に良いという修習生もいた。居酒屋で群れて何かよく分からないうちに終わってしまうよりは、ある意味しらふの冷静な場でいろいろな話が聞けることが利点という趣旨であった。

チャットによる修習生からの質問は非常に有用であった。講義中もあるが、講義が終わってからもチームズを使って活発に質問が寄せられた。対面での授業が終わった後に、よく分からないままに質問してくる場合と少し異なり、きちんと自分の頭で文章をまとめてから聞いてくるため、本人の学修効果も非常に高かったのではないかと考えている。こちらとしても、一つ一つ質問を受けるときに、ここが少し分かりづらかったのか、といったことがよく分かるので、非常に良かった。この点、本当はどうだったかと聞いたら、文章で書くのも一つの勉強になりましたし、そもそも法律家なので、質問をまとめるのも大変勉強になりましたという話があった。逆にいうと、これまで、こんなことをしてこなかったのかなと思った部分もあるが、非常にいい話であった。

刑事裁判教育だけに特化して申し上げると、4本柱ということで、供述の信用性、間接事実の推認力、総合評価、法的評価を中心とした指導を行っているが、導入修習であるため、あまり細かいことは言わず、特に今年の第74期からは刑事裁判におけるダイナミズムということで、事実認定の面白さのようなものを修習生に学んでもらい、でも、勝負は事実であり、証拠である、という一定のルールは頭に置かせておきながら、正解のない世界でいろいろな思考過程を他人に納得してもらうように説明する部分が一番大事であるということに主眼を置いて、自由に、クローズにしないタイプの講義を行った。これは非常に好評で、先ほど一場幹事から紹介のあった修習生のアンケート、資料79の11頁によれば、刑事裁判の即日起案の解説の満足度が9割を超えている。修習生それぞれからも非常に良い反応があり、こ

れを学んで、実務修習にどのような観点から臨めばよいかがよく分かったとのことであった。

実際、実務修習は第2クールが始まっており、実務修習の指導官からもいろいろ話を聞く機会があるが、事実認定を正解があるような、公式があるようなものとして捉えずに、事案そのものに肉薄する姿勢の修習生が非常に多く、指導のしがいがあるということを聞いている。細かいところよりも、太い柱を頭に入れてもらって、裁判実務というもの、もっと言うと司法全体のやりがいと面白さみたいなものを体感するきっかけになってくれればいいと思っている。

三教官室の問題研究については、これも検察教官室、刑事弁護教官室にも御協力いただいて、それぞれの立場の違いは明確にするが、要するに立場と手続段階が違うだけであって、目指すところは事実認定というのが一つのゴールであるということころを基に率直な意見交換をするのを修習生が目の前で見ると、また、修習生それぞれがその役割に徹して動くということを一体で体感できたというのは非常に大きかったようである。実務でも大変大きな問題になっていて、ニュースでも取り上げられている勾留における罪証隠滅の問題、公判前整理における審理のテーマの問題が実際にどう響いてくるかということについて体感ができるのではないかということを考えていたところ、そのような感想も非常にたくさん寄せられ、非常に良かった。

議論方法については、互いを目の前にして5人、6人がわーわー言うのとは少し違うので、その点少し不全感的なことを言う修習生もいたが、一方で、わーわー言うだけでは意味がなく、一つの話に対して論理的にまた一つの話をしていくという訓練も非常に大事なのではないかと、逆にいうと、オンラインだと、変なことを言ってしまうと、ということがあるので、自分なりにまとめる時間がきちんと持てたし、人が話している間にきちんと自分の話を整理したという修習生がいた。また、その一方で、やはりすごい人に対してはなかなか言えないという面もあったと述べる修習生もいた。同時に、これはオンラインに限った話ではないかもしれないという感想も寄せられた。

(酒巻委員長)

引き続き、検察教官室からお願いしたい。

(杉山幹事)

特に検察科目ということに焦点を当てて御報告する。

1点目、捜査演習という科目について御紹介したい。この講義は、検察官としてどういう着眼点で捜査に臨むのかという捜査の一般的な留意事項等をまず冒頭に説明した上で、模擬記録を配布してその場で検討してもらい、模擬弁解録取のDVDを流す。それにより実際の弁解録取書手続についてイメージしてもらおうと同時に、今後検察官としてどういう点に着目して捜査を進めるかということを検討してもらおう。お分かりになるとおり、検察実務をできるだけ体験してもらおうというものであるが、修習生は検察官の実務にやはり馴染みがないので、我々としても実務修習への架け橋という点で非常に重視しているところである。

今年はオンラインでそれがどうなったかということであるが、一つは、記録はやはり事前に配布しておかざるを得ないので、教官としては、事前に見たからこういう捜査事項も思いついたのだろうと思うところがあったという指摘があった。

それから、今御説明したように、模擬弁解録取のDVDの放映を前提としていたが、残念ながら通信環境の十分な確保ができないということで、今年はそれを諦め、その代わり教官が被疑者役となり、修習生何人かに当てて模擬弁解録取をやらせたということがあった。教官からは、DVDはやはり見せたかったという感想があった。

捜査演習についての教官のそのほかの感想としては、やはり全般としてオンラインでやるために臨場感に欠けるという意見があったり、実地であればいろいろグループディスカッションの様子を見ながら教官が介入していけるが、なかなか修習生全体の様子が見えなかったというものがあつた。

2点目として、課外講演会についてお話ししたい。課外講演会というのは、正規の時間帯以外に講師等を招いて実施する講演会であるが、今年は質、量共に拡充し

た。先ほど申し上げたように、修習生の中には検察官の業務に対する理解あるいは印象は薄いのが実情である。従前は授業内あるいは授業外を通じて教官と接することによって、そういったものを解消させることに努めていたが、今年はそういったことが十分にできないということもあり、また他方で、オンラインの利点を利用する形で、課外講演会を拡充しようと考えたものである。具体的には、オンラインの利点として、講演者が遠方にいても聴けるという点がある。あるいは事前に録画しておいて、それをいつでも視聴できるという態勢も整えられる。そういったことを利用して、課外講演会の質、量、共にずいぶん拡大した。

例年以上に多彩な顔ぶれによる課外講演会を実施でき、修習生も好きな時間に好きな動画を見られる状態というのができ、おおむね好評だったと理解している。

オンラインの導入修習の感想について若干述べたい。修習生側の感想は、先ほど民事裁判上席、刑事裁判上席からお話があったとおりであるため省略し、教官側の感想を若干御紹介する。

良い面としては、先ほども出ているが、やはりチームズのチャット機能を用いることによって、修習生が教官に連絡するハードルが下がったのではないかという意見があった。それから、検察教官は希望する修習生と個別面談を行っているが、その個別面談を行うに際し、オンラインであるため面談可能な時間帯が広がって、日程調整が容易になったという話があった。また、その結果、面談の場所や時間等の制約がなくなったので、結果的に従前よりも面談ができた人数が多かったし、一人当たりの面談時間も長くなったといった点をプラスとして評価する意見があった。

他方、やはりデメリットとして、実地であれば、修習生の反応を見ながら、その理解度あるいは疲れ具合を推し量りながら講義したり質問したりするなど、柔軟な進行をすることができるのにそれができなかったという意見があった。検察教官は実務修習開始後、実務修習地に行く形で、実地で起案の講評等を行っているが、やはりそれをやってみると余計に、オンラインの時には、教官の方で、想像力でかなり多くを補充しながら進行していたのだなということがよく分かったという感想が

あった。

修習生の方はオンラインによる導入修習に非常に好意的な意見が多いというのは我々検察教官室も同じ意見であるが、検察教官の大多数は、やはり実地でやった方がいいというのが正直な意見である。実務修習への架け橋という意味では、クラスや同じ修習地の修習生相互の人となりを知る機会が重要であって、オンラインでは限界があるのではないかという意見、自学自修の契機という観点でも、他の修習生と率直な意見交換をすることによって自分の能力や位置づけというものを理解できる、それによって自己の勉強不足を理解でき、自学自修の契機づけともなるのではないかという意見があった。

(酒巻委員長)

それでは、続いて民事弁護教官室からお願いしたい。

(中井幹事)

オンラインの状況に関しては、今まで出たところが民事弁護教官室としても同じ意見であるため、特に付け加えることはないが、民事弁護カリキュラムについて少しお話ししておきたい。

民事弁護カリキュラムは、おおむね例年の導入修習と同様のカリキュラムで実施したが、立証や民事保全・執行に関しては、講義をして修習生に聞いてもらうという形であったため、オンラインになって何か不都合があったということはない。

起案の方はビデオを見てもらって書いてもらうという形であったため、こちらもあまり不都合はなく、逆に、起案自体がワープロ打ちで送ってもらうという形であったため、実は、起案自体は、第73期の修習でもそうであったが、非常に読みやすかったというような、教官室内の意見もあった。

ただ、少し難しかったのが和解条項の演習である。例年は各グループに分かれて和解条項案を作ってもらい、前のホワイトボードに書いてもらいながら、修習生同士で検討するというやり方をするが、オンラインであると、和解条項を作ってもらい、それぞれを比較して検討するというのがなかなか難しい部分があった。

弁護士倫理に関しては、例年あまりアンケートの結果が良くないため、民事弁護教官室の中でも一番力を入れて行っている部分であるが、今期は割とアンケートの結果が良く、少し改善してきている。これまでアンケート結果が良くなかったのは、弁護士倫理に関しては、ロースクールなどで法曹倫理を既に勉強している修習生が多く、あまり新鮮味がないというところもあり、役に立ったという意見があまり多くなかったものと思われるが、教官室としては、なるべく弁護士そのものに近いところ、懲戒制度等について丁寧に説明をして伝える形としており、そこに関しては少しアンケートの結果に表れてきているという印象である。

全体としては、他の教官室からもあったとおり、修習生同士の交流が薄いという部分に関しては、民事弁護教官室でも非常に懸念をしており、今回、導入修習をオンラインでやって、一番難しかったのは、人と人との交流がうまく行かないという点であり、教官と修習生の交流も、オンライン飲み会をやったり、修習科目の中でもグループ討論をやってもらって、顔が見える修習を心がけてはいたが、やはり一人一人の個性などはなかなか見えず、それから、やはり悩みなども聞ける機会が若干少なかったかなという感じもする。これまで、弁護教官との交流に関しては飲み会などで交流する機会は非常に多い部分もあったため、そこができなかったのが少し残念であった。実務修習に行っても、弁護の場合は交流する機会が少ないので、今年は、飲み会に限らず、会合を持って修習生と話をする機会を設けることも含めて、弁護教官室の方でもいろいろ仕組みを考えていきたい。

(酒巻委員長)

それでは、最後に刑事弁護教官室からお願いしたい。

(五島幹事)

今までの教官方のお話で大体お伝えしたいことは出ている状況であるが、刑事弁護教官室に関して特化したお話をさせていただく。

まず、カリキュラムの概要であるが、刑事弁護教官室単独のカリキュラムとしては3つ、刑事裁判教官室、検察教官室と合同のカリキュラムとしては2つを実施し、

また、即日起案を1回実施した。カリキュラムの個数や全体の編成、また、それぞれのカリキュラムを実施する狙い、すなわち修習生に習得してもらいたい内容については、第73期導入修習から変更はない。

オンライン方式となったことによる影響であるが、オンライン方式になったことによりカリキュラムの進行を従前と大きく変えたという事情はなかった。もちろん、導入修習からオンライン方式となった第74期の修習生について、双方向でのやり取りがスムーズにできるだろうかという不安は教官室として持っていた。教官と修習生の質疑応答のほか、カリキュラム自体に修習生のグループ討議や修習生に接見、尋問といった相手のある実演を取り込んでいるので、これらが支障なくできるのかという懸念であった。

結果としては、全体として修習生はチームズの機能を十分に活用できており、適時にグループ会議を立ち上げたり、模擬接見や尋問もスムーズにできていたという印象である。決められた時間内に最低限必要なことは伝えることができ、導入修習の指導を終えられたのではないかと思っている。

ただ、刑事弁護教官室に関して言うと、教室に参集して実施する場合と比較して、やはりオンライン方式には劣る面があったのではないかというのが、教官の一致した意見である。

例えば、刑事弁護の講義では、会議手法の一つであるブレインストーミング法を取り入れ、修習生に争点にかかわる要証事実との関係で、有利な事実、不利な事実を次々に記録から上げてもらい、それを付箋に書いて黒板に貼って、貼られたものを見て議論、検討させるという方法をとっている。事実、証拠を前提として、自然で合理的で常識に適う弁護活動の指針となるような論拠、ケースセオリーと呼んでいるが、こういったものを教室内で自由に意見を言いながら考えていくという過程の中で弁護活動を体感してもらい、これを目指したものである。しかし、オンライン方式ではこのような方法による講義が十分には実施できなかった。要するに、自由に意見を言い合うという過程の中で弁護活動を体感してもらいたいところが、

やはりオンラインでは不十分であった。

また、修習生から聞いたオンライン講義の感想等に関し、アンケート結果については先ほど一場幹事から御報告があったが、教官も手分けして修習生にインタビューしたり、あるいはオンラインによる懇親会を通じて感想を聞いたりしているため、そのような機会に聞いた修習生の感想を御紹介する。

オンライン方式のメリットとしては、やはり時間が有効に使えたという意見は多くあった。また、必要な資料や文献は自宅、要するに授業を受けているその場にあるのですぐに調べものができた、また、本来の利用とは異なるかもしれないが、講義の録画を視聴して復習できて良かった、そんな意見があった。

他方で、デメリットとして、やはり緊張感を持って講義に臨めなかったとか、会ったことがないので教官への質問や修習生同士の議論に積極的に参加できなかった、こういった声もやはりあった。

全体としてスムーズに修習生はチームズを活用してオンラインに臨んでいたと思うが、恐らくそういうことができない修習生というのは、できないところがあまり目立たないので気づかなかった部分はあるように思う。オンラインで負担を感じている修習生についても配慮していかなければいけないのかなと感じている。

(酒巻委員長)

それでは、ただ今の各教官室からの御報告、あるいはその前の一場幹事からの御報告について、委員、幹事の皆様から御質問、自由な御意見をお伺いしたい。

(山本委員)

今の各教官室のお話で、オンラインでの研修の様様は大変よく理解できた。基本的には我々大学で行っていることとかなり近い印象を持った。教官室で様々な工夫をされており、我々としても参考にすべき点多かったような印象を受けている。

その中で、オンラインでもリアルと同じようにできたとか、あるいは、なかなかやはりリアルに代替するのは難しかった点の御指摘もあったが、他方で、オンラインならではの、オンラインの方がより良かった点という御指摘もあったかと思う。

時間の問題もそうであるが、チャットとかグループワークとか、そういうオンラインならではの機能を使って、より研修、教育の機能が上がっているという御指摘もあったように思う。チームズのような機能を修習生が活用しているというお話があったかと思うが、今後、裁判手続全体のIT化、オンライン化というものが進んでいく中で、やはり修習生がそういう点での機能も身に付けて、実務に出た後、様々な形でそれを使った工夫をしていっていただくということは大変重要なことだと思っている。そういう意味では、修習の内容それ自体とともに、こういったツールについて、メタレベルで、実際に司法研修所、大学もそうかもしれないが、で使う機会が非常に多くあるということは、一つ望ましいことなのかなと思っている。

そういう感想を前提としてお伺いしたいのは今後のことである。11月から新しい期の導入修習が始まり、12月から、第74期の集合修習ということであるが、その時点での感染状況等によるところはあると思うが、仮に感染状況が改善し、リアルでも可能な状況になっているときに、可能であれば、全てリアルに戻るということなのか、それとも、ある授業についてはオンラインを使ってみるということも続けられるのかという辺りについて、司法研修所として既にお考えがあればお伺いしたい。

(酒巻委員長)

一場幹事、この点についてはいかがか。

(一場幹事)

確かに、もう第75期の導入修習と第74期の集合修習が間近に迫っているところであるが、山本委員が言われたとおり、コロナの感染状況によるところが大きい。その実施方法については、もちろんコロナが収まっていれば、私どもとしては司法研修所に集まってもらって修習を実施したいと思っているが、収まっていなければオンラインということもあり得るという形で、二方面作戦の形で準備している。仮に司法研修所で集まって修習をするということになった場合でも、私どもとしては、チームズのようなツールについては今後も活用していきたいと考えており、先ほど

各教官室からもあったとおり，チームズの方が有用である場面，特に修習生の情報伝達とか修習生からのチャットでの情報，質問というようなもの，あとは課外講義のような企画は非常にオンラインが有用であると思っており，少なくとも，そういったものについては，今後も和光市で修習を実施する場合でも利用していけないかなど思っている。

それ以上に，実際のカリキュラムの中でチームズを使って講義をするかどうかというところまでは議論ができていないが，その辺りは各教官室でお考えがあるところかもしれない，そういったところも含めて検討していければと考えている。

山本委員もおっしゃったとおり，裁判手続のIT化がどんどん進むため，そういったところも踏まえ，修習の中でも，できるだけITを活用していきたいと思っている。私は，第74期の導入修習の最後に修習生を送り出す際，皆さんは修習もITでやったニュータイプなので，現場でもITを使えないかという議論を積極的にしてみてくださいという話もした。我々としてはそういう心構えでやっていきたいと考えているので，引き続き御指導いただきたい。

(酒巻委員長)

山本委員，一場幹事の発言について何か御質問や御意見があればお聞きしたい。

(山本委員)

大学もかなり対面に戻っているところがあるが，大学の場合，対面とオンラインを併用しようとする，カリキュラムが非常に複雑な連立方程式のようになる。学生も様々な科目を履修しており，全ての学生が受けられるように並行で行っていくのはものすごく大変な作業になる。司法研修所の場合は比較的カリキュラムは単純で，修習生は基本的には選択はしないため，ある程度並行してやっていくということも可能ではないか，例えば1日はオンラインのものを集めるとか，そういうのは比較的やりやすいのかなど思っている。様々な工夫を検討しておられるということなので，ぜひ積極的に進めていただければと思う。

(酒巻委員長)

今の話題に関して、他に教官室で何かアイデアなり御意見があればお聞きしたい。あるいは大学の委員・幹事の方、それから企業の関係の委員・幹事の方々から、今の件でも他の事柄でも結構なので、御意見をお願いしたい。

(河本幹事)

教官室としてのまとまった考えというわけではないが、修習生からの感想という意味で御報告したい。修習生自身も、民事裁判 I T 化には非常に興味を持って臨んでいるところであり、オンラインによる問研の講評でのディスカッションが終わった後に、複数の修習生から、今後このような手法の中できちんとした主張を組み立てて他人の意見を聞いて訴訟方針を立てていくということも必要とされる技量になるから、実はこれは実務修習だけではなく、弁護士になった後も、何かで高めていく機会を持っておかないと、時代に取り残されるという感想を聞いた。一人、二人ではなく、多数の修習生からこのような感想が寄せられている。

(酒巻委員長)

鈴木幹事、どうぞ。

(鈴木幹事)

これも全く私の個人的な考えということになるが、チームズでは動画のアップロード等ができるため、参集してオンラインも含めてみんなで集まってやることと、例えば動画等で事前にそれを見てもらうということの切り分けを、これからは考えていってもいいのではないかと感じているところであり、これが 1 点目である。

2 点目として、やはり I T ツールということで、私のクラスのエピソードのような話になるが、奇特的なクラス幹事の修習生がおり、準備事項とこういう資料があるというのをクラスに投稿して知らせてくれていた。その際、データで共有されているものについてリンクを貼ってくれた。I T は非常に便利だなということを実感した。工夫により、いろいろと便利に使っていけるところがあるのではないかと感じ

た次第である。

(酒巻委員長)

大学の委員・幹事の方も、私も含めて、いろいろ苦労して授業等をやってきたわけであるが、もし参考になるようなことがあれば、御紹介いただきたい。あるいは、もっとこの先のことについて、コロナがどうなるか分からないが、収束後に向けたいろいろな事柄も考えられるため、何か御意見を伺えればと思うが、いかがか。

(沖野幹事)

山本委員が御指摘になったことに尽きてはいるが、大学では、コロナの状況が終わった後もIT化をどう取り込んでいくかが課題である。授業自体について、オンラインにふさわしい授業がどういう性格のものか、そうではなく対面にふさわしいものはどういうものかといった区分けなどの基準を全学などで検討しているところである。

知識を伝達するようなもの、自学自修の形が望ましいようなものは、オンデマンドが繰り返しまた聴けるというようなこともあって望ましいのではないか。あるいはオンデマンドを前提とした上で、オンラインでリアルタイムでやるとか、あるいは対面参集型だとか、非常にバリエーションがある中で、最終的な具体的なカリキュラムは各担当者にもよるが、大体のガイドラインなども検討が行われつつある。ただ、別の問題として、時間割の組み方が非常に難しいという問題に直面する。

そういったことを考えると、今回、様々に工夫をされた中でどういうものを今の形で残していくのか、また、それをやることによって、互いに時間を別のものに振り分けられる、とりわけ教官方は今まで全部リアルタイムで講義等をしていたものを、そこは一部事前に見ていてくださいというような形で、その部分の労力や時間を振り替えられるということがあり得るため、力点の置き方なども考慮要素になってくるように思う。

それから、今回のような形で進められていると、アーカイブ化の話も出てくるのではないかと思ったところである。課外での講演会などは今回限りとせず、この後、

修習生が自由に取り組めるというようなことも考えられる。ただ、アーカイブ化にあたっては、了承の取り方など、アーカイブ化なりの考慮要素が出てくる。大学の方ではそういった点の検討も進めているということをお参考としてお伝えしておく。

(翁委員)

IT化はすごく大事だと思っている。私は経済の方であるが、やはりe裁判というのは大きな流れとして日本でも課題となっており、できるだけ法曹の分野においても、手続的なところも含めて、IT化というのを進める良い契機につながっていくといいなと思っている。

それから、去年、内閣府の調査なども行われたところであるが、リモートでのオンライン教育やリモートワークについては、アンケート調査などによれば、通勤時間を圧縮できるというところにメリットを感じている方が非常に多い。働き方とか、それから先ほどもあったが、空いた時間をどう効率的に使うかということで、やはり、弁護士になられる方、裁判官になられる方、検察の方で働かれる方、いろいろいらっしゃると思うが、働き方を考えていく上でのいいヒントになっていくのではないかなと思っている。

以前、裁判官の方の研修で日本経済の話をした時に、生産性の向上というのが大きな課題であると申し上げた際、裁判官の方々から、私たちの生産性ってどうやったら上がるのでしょうかと質問を受けた。デジタル化も、一つ大きなツールとして、働き方改革とか、より質の高い裁判につなげていくというところのヒント、ツールとして使っていただけるといいのではないかと考えている。

(増田委員)

消費生活相談員協会においても、この1年はやはりIT化をかなり進めた。全国の消費生活相談員である会員に対してオンラインで講座を行い、それをホームページの会員ページにアップし、みんなに繰り返し見てもらうという形であり、相談員の研修とか弁護士の先生などの研修もアップしているという状況である。会員からは非常に好評で、あまり今までコンタクトのなかった会員からすると、デメリット

は全くなくて、メリットばかりということになっている。

ただ、やはり高齢者に対する講座というのが全然できない状況であり、本協会では、高齢者に対してデジタルをどのように活用して、研修などに使っていくかというのは今年度の大きな課題となっている。

それと、消費者から見たとき、裁判をIT化した場合、今後、弁護士を選択する際の基準となる知識経験の中にITに関する知識経験も含まれてきて、その差によって勝ったり負けたりということが出てくるのだろうとも想像する。若い先生方にはそこをしっかりと身につけていただき、そしてまた消費者、個人が裁判に関与する場合には法律のサポートだけでなく、ITサポートも同時にしていただけるようになっていってほしいと思っている。

(高瀬委員)

皆さん方がオンラインでのメリットデメリットについてお話しになっているが、私の立場から何が言いたいかというと、これから先、コロナがどうなるかはある程度分かっている、それは、すっきり収まることはないということである。

もう一つの大きな問題は、コロナがある程度めどが立っても、そのうち、また次の何かが出てくるわけである。そのため、同じようなことが何度も何度も繰り返されるであろうことは、私たちの領域では、そのような想定に、既になってしまっている。何が言いたいかというと、やはり、オンラインをやってみて分かったことに基づいて、修習生同士の連携だとか人間関係とか、どうしても対面で、集まらないといけないものは残るため、それが一体どれなのかというのをきれいにピックアップすべきである。それ以外のものは、コロナが収まったように見えようが、オンラインで良いのではないかと考える。

先ほどから出ているように、オンラインと対面を混ぜたりするというのは、ほとんど不可能で、多分週単位ではっきり切り分けをしないと難しいため、その作業を、今年度は無理であるとしても、来年度以降はもうある程度集合修習も導入修習もオンラインでやる、やっていいところはもうオンラインにもう決めてしまった上で、

どうしても集まらなきゃいけない部分を切り分け、時期的にはっきり区別をして、集まるのは集まると考えていただいた方がいいのではないかと。司法修習だけではなく、大学等もそうならざるを得ないのであるが、もうすっきり、昔みたいになることはないとお考えいただいた方がいいのではないかと考えている。

イ 実務修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

次に、「実務修習に関する状況等について」であるが、一場幹事から御説明をお願いしたい。

(一場幹事)

まず、今、実施している第74期の分野別実務修習について御説明する。前回の委員会で御報告したとおり、第73期においては、緊急事態宣言の発出などを受け、分野別実務修習の一部を自宅学修に切り替えるなどしたが、第74期の分野別実務修習については、4月30日の第1クール開始以降、各地の感染状況を踏まえ、十分な感染対策をした上で、裁判所、検察庁、弁護士事務所での修習を実施している。

続いて、選択型実務修習の関係では、第73期については前回の委員会でも御報告したとおり、コロナの感染状況を踏まえ、募集はしたものの、全国プログラムは全面的に取りやめ、実施しなかったものであるが、第74期の選択型実務修習の全国プログラムの募集と応募の状況を見ると、コロナの影響により、幾つかの提供先において修習生の受け入れが見送られたこともあり、プログラム数及び募集人数は第73期よりもやや少なくなっているが、応募人数については第73期よりも増加している。例年同様、民間企業の人気が高く、国の機関、地方自治体、福祉機関、国際機関についても、募集人数を大きく上回る応募人数が集まっている状況である。

ウ 令和3年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項について

(酒巻委員長)

それでは、「令和3年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項について」に関し、まず、一場幹事から御説明をお願いしたい。

(一場幹事)

今年度の指担協の協議事項について御説明する前提として、まず、前回の司法修習委員会の後、今年2月に実施した令和2年度の指担協について簡単に御報告させていただきます。

協議事項1は「新型コロナウイルスの影響と対応を踏まえた分野別実務修習の改善策について」であり、コロナ禍の対応の中で再認識された分野別実務修習の意義、核心部分を前提として、感染収束後も見据えた上でその充実改善の方策について協議するというものであった。協議事項2は「修習の質をより高めるための改善・充実方策について」であり、協議事項1の結果も踏まえ、修習生に一般的にみられる課題と、これを前提とした実効的な修習指導の在り方について協議するというものであった。これを、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分科会において協議したものであり、分科会における協議内容については、後ほど各上席教官から報告を行っていただく予定である。

令和3年度の指担協は、9月29日にオンライン方式により全配属庁会が参加する形で実施する予定である。先ほども申し上げたとおり、例年、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分科会に分かれて協議を行っているが、今回は、新たな取組として、科目横断的な意見交換ができるように、司法研修所の教官が他の科目の分科会に参加できる方式により実施することを考えている。

協議事項案については、協議事項1は「司法研修所と実務修習庁会との連携について」であり、第74期では導入修習がオンライン方式により実施されたという特殊な状況を踏まえながら、各分野において修習生に修得させるべき実務知識と技法の本質について司法研修所と実務庁会との間で認識を共有した上で、その連携の在り方について協議しようというものである。

協議事項2は「分野別実務修習の充実方策について」であり、昨年度の協議も踏まえながら、分野別実務修習の意義、核心部分や修習生に一般的にみられる課題についてさらに掘り下げた上で、効果的、効率的に分野別実務修習を充実させる方策

について協議しようというものである。

これらの協議事項に関連し、司法研修所においては、修習生に修得させるべき体系的で汎用性のある実務知識及び技法について検討を深め、これを前提として、修習生の課題状況を分析し、修習内容の改善につなげる継続的な取組を進めているところであるため、現在の検討状況についても、昨年度の指担協の報告と併せて各上席教官から後ほど御説明いただく予定である。

(酒巻委員長)

それでは、各教官室の幹事から、昨年度の指担協における各分野の協議内容についての御報告、それから併せて、修習内容の改善方策等についての検討状況について御説明をお願いしたい。まず民事裁判教官室からどうぞ。

(鈴木幹事)

まず、前回の指担協の協議内容について御報告する。

新型コロナの影響で分野別実務修習の実施が制限されたということで、改めて実務修習の意義・核心について議論したところ、やはり、分野別実務修習では生きた事件を素材にして、指導担当裁判官と修習生が対話をする事、対話をして修習生にフィードバック、気付きを与えるということに、意義、重要性があるのではないかということが確認された。生きた事件を素材にするということで実務の面白さ、ダイナミズムを肌感覚で理解してもらおう。それから、裁判修習では、裁判官が苦勞して悩みながら良い方向に事件が進むように努力しているところとか、法曹の紛争解決に当たる姿勢とか、そういうところを見てもらうことも含めて、やはり生きた事件が重要だということが確認された。

修習生にみられる課題の状況については、一定数、実体法の知識、基本的な要件事実の考え方の理解が不足している者がいないわけではないが、そこは自学自修でやってもらうべきことであり、司法修習で修習生が学修すべき事項としては、勉強してきた抽象的な法的知識の理解を具体的な事実関係に当てはめるということ、それから、修習で本格的に取り組み始める事実認定であるということが確認された。

指導の工夫例として、1件1件、傍聴や記録検討をするに当たって、修習生との対話の中で訴訟物、要件事実、認否等を確認していく。また、事実認定ではやはり議論が大事だということで、指導官だけでなく修習生同士で議論をさせるということが大事ではないかということが話題として出た。

実務庁と司法研修所との役割分担、連携については、実務庁では民事裁判の醍醐味、そのダイナミズムを体感してもらうことが重要であり、司法研修所においては、そういった醍醐味、ダイナミズムを体感できる前提となる主張分析、事実認定の基本的な知識理解ということをも身に付けてもらう、それが役割分担ではないかということが確認された。

こういった議論を踏まえて、修習生の課題分析、指導内容の改善状況であるが、まず、主張分析については、課題を抱える修習生が少なくないと認識しており、力を入れていかないといけないと考えているところである。ここは、民事弁護教官室とも共通認識を持って行っている。ただ、主張分析の指導において、緻密な要件事実論ということではなく、事実認定の対象である、争いのある主要事実を正確に把握することができるように、要件事実の考え方を理解してもらって、具体的事案できちんと使いこなせるようにということを意識して指導している。

事実認定においても、やはり基本的な考え方、手法を修得させるということを目的としており、これまで修習生にありがちだった、事実をたくさん拾い上げればいいということではないのだということと、妥当な結論とそれを導く説得的な理由をきちんと論証できるようにということをとりのけ意識して指導している。

最近の取組ということで、今申し上げたような意識を持って指導をしているということのほかに、教材の改訂作成等を進めたところである。

(酒巻委員長)

続いて、刑事裁判教官室からお願いしたい。

(河本幹事)

民事裁判教官室とあまり変わらないが、先ほど高瀬委員からも御紹介があったと

おり、このコロナ禍後に全くこの前と同じ状況に戻るということはなかなか想定しがたいのではないかということをやはり各地の裁判官も痛切に思っているところであり、何となくこのコロナ禍の状況をオンラインによってやり過ごすというよりも、これが常態になったときに我々として何ができるのかということを考えなければいけないと、そのためには刑事裁判修習で何を一番身に付けさせるべきなのかということをもう1回考えてみようという議論がかなり深めに行われた。

もちろん生の事件を見ることによる体感、そして将来の自分の法曹実務としての仕事につなげていくというのは非常に大事なことではあるが、期間の制限もあり、またこのような中で完全に行われるとは限らない。では、一体何が本当にコアなのか。まだ議論中ではあるが、やはり刑事裁判であるからには、この期間は裁判官になったつもりで、公判における弁護士、検察官になったつもりで、自分だったらどのような訴訟活動をしていくのかということを考えながら、仮想でもいいから体感体験しながら進んでもらい、それが本当にいいことなのかを裁判修習であれば裁判官と議論していくことが効果的なのではないかという話が結構出ている。

ツール、機会、その他いろいろと制約があり、実はこのコロナ禍で、例えば裁判員裁判の評議の傍聴も、修習生が入ると少し密になるということもあり、少し限定的に行われている。その中でも何とか工夫して見てもらっているところではあるが、これもいろいろなやり方が多分あるのだろうと。一部の場面しか経験できなくても、そこから思考を深めていって、自分が将来それを担当したときにどのような活動ができるのかということ自ら学んでいってもらいたいということを、本質をどんどん追求することによって、今の状況に合った、しかも、時代が変わっても変えることができない刑事裁判というものを常に考えていかないと、これからの時代、IT化だけではなくて時代に取り残される。ただ時代に追従するというわけではないが、やはり少し時代遅れになる。例えば先ほど翁委員からあった生産性って何ですかと質問する裁判官もどうかと思うが、やはり自分で考えていくと、翁委員に教わっている場合ではないぞというぐらいの発想を持った法律家になってもらわないと困る

と思っているところである。

より中身に触れていくと、いろいろな考え方、4本柱とかいろいろあるが、基本的にはやはり実務に即した骨太なもの、幾つかの大きな実務の柱があるが、これは一体何なのかということ、それぞれの修習生なりに、しっかり体感し、修得してもらおうということを目掛けていきたいと思っている。

もちろんその中でミニマムスタンダードみたいなものは考えており、修習生、実は司法試験受験までは、事実というのは問題文で与えられているので、証拠から事実を認定するということがまるまる落ちてしまっている。例えば司法試験の問題だったら、仮に何々とする、とあるが、あれを認定するのが本当に一番大事なところであり、法律効果を考えても、仮に何々とする、という場合の、その事実として何を拾ってくるのか、これはすごく大事になる。証拠と実体法の解釈を行き来しながら、いろいろ物を考えていくというところ、これが分かればその後法律家として生きていけるわけであるが、これがどのようなことを意味するのかをまず身に付けてもらわなければいけないのと同時に、これがまたある意味修習でのゴールなのかなとも思っている。

このようなことを考えると、細かいことをどうというよりも、もっと大きなシンプルなものを問うて、そこでの議論を深めていくというのが非常に大事なことはないか、このコロナ禍で新たなツールが必要とされると、より大事な本質がポイントになってくるのではないかと、このような議論を大体行っているところである。

(酒巻委員長)

続いて検察教官室からどうぞ。

(杉山幹事)

昨年の新型コロナの影響を、検察修習も非常に大きく受けた。特に第2クール、第3クールの一部期間が自宅学修期間となった。

第2クールは4月下旬まで行われる予定であったが、それが昨年4月の中旬に全国一斉に緊急事態宣言が出たということで全国一律に自宅学修となった。分野別

修習の検察修習の最後の方に、あらかじめ取調べを入れるとか、取調べを踏まえて事件を検討して決裁を受けるという予定を組んでいたが、突然行かなくなってしまったということで、いわば尻切れトンボになったというのが第2クールの特徴であった。

第3クールについては、庁によるものの、自宅学修期間が長期化した。緊急事態宣言解除後も大規模庁を中心に分散登庁の実施を余儀なくされた。一番影響を受けたのは一番大規模な東京地方検察庁であったと認識しているが、クール中に修習生が東京地方検察庁に実際に行けたのが7日間とか8日間とか、一桁にとどまってしまった。それから、通常東京地方検察庁であると4名前後のグループで1件の身柄事件なり在宅事件を担当させ、それを何件か検討させるということをやっていたが、今年は、結局それも限られた時間内で修習を行う必要があり、14名1班のグループに1件を配てんするというので、人数が多くなってしまうと、それだけ責任が分散するというか、検討も曖昧になる。やはり検察の魅力というのは一人一人が主任検事の立場で検討するというのに醍醐味があるため、そういうことが希薄になってしまった。先ほどの登庁日数の制限と併せて、事件への関与の仕方も非常に希薄になってしまったといったようなことがあった。

一方、地域によっては緊急事態宣言解除と同時に早々に登庁を再開させて、登庁再開後すぐに事件を決定して、限られた時間の中で、できるだけ迅速に事件を処理をさせるというような工夫をしたという事例も紹介された。

それを踏まえて、昨年度の指担協では、検察の分野別実務修習の核心というのは、捜査進行中の事件を取り扱う、生の事件を取り扱うということにあるのだということが改めて確認された。

そうした点を踏まえて、今後の修習の質をより高めるための改善充実方策であるが、やはり、とにかくどんな事態であろうとも、生の事件をやらせるということをベースに考える。そのために、いわば感染防止対策を図ることを徹底することは大前提として、それを補足する意味で、例えば送致時の事件記録を基に補充捜査事項

をどうやって検討していくかということをやるとか、次善の策として一定の記録を基に模擬弁解録取をやる。それから、比較的難易度の高い身柄事件の確定記録を用いて、それも一度に渡さずに、ある時点までの記録を渡して検討させ、そして、その後渡してさらに検討をするというようなことはどうかというような議論や、それから修習生の能力の格差に応じて担当する事件の難易度も調整するべきではないかという意見も出たりした。

それから、知識経験の共有という観点から取調べの事前準備、取調べ後の反省会を充実させるなどして、取調べ修習の効果を高めるといった点、担当した事件について、指導係検事だけではなくて、複数の決裁官によって多角的な指導を行うと、それぞれ違った問題点が見えてくるため、そういった指導を行うとか、意見交換会等を実施して、担当した事件について報告させ、質疑応答を行わせて、修習生同士の経験を共有するといった方策が挙げられた。

いずれにしても、やはり検察修習というのは、実際に検察庁に登庁して生の事件を扱うということをベースに、いかにそれを効率的にやっていくのか、時間が限られている中でも効率的にやることが大事であり、それが難しい場合にそれを補完するためにどのようなことができるかということを考えていかななくてはいけない、と思っているところである。

(酒巻委員長)

続いて、弁護分科会の内容について、まずは民事弁護教官室の方から御説明いただきたい。

(中井幹事)

大まかに、まずコロナの影響であるが、これまで他の教官からあったのと同じで、やはりコロナの影響で裁判期日が取り消されたりして、特に弁護の場合は事務所にもそもそも行けないということで自宅学修になった人が非常に多く、生の事件に触れられなかったという問題の指摘があった。

また、弁護実務がIT化されている中、弁護士実務のIT化と修習の在り方を議

論する必要があるという指摘もあった。

今後の弁護修習の在り方についてであるが、民事弁護の場合は非常に領域が広い
ため、実務修習では幅広く実務を経験させることが中心になっている。そのため、
司法研修所の民事弁護教育と実務修習との棲み分けが難しい。このあたりは指担協
ではあまり細かい議論はされなかったが、引き続き、民事弁護教官室としては、民
事弁護のコアは何か、事実認定、法的分析能力と、広い民事弁護のいろいろな領域
との棲み分けを検討していかなければいけないと考えている。

(酒巻委員長)

刑事弁護教官室の方から、もし補充があれば。

(五島幹事)

前回の指担協の御報告については中井幹事からお話のあったとおりであるため、
私の方からは、刑事弁護教官室の修習の改善状況について少しだけお話をさせてい
ただく。

刑事弁護教官室では、先ほども少し申し上げたように、具体的な刑事事件に基づ
いて、弁護方針、ケースセオリーを確立する弁護活動の基本というものを指導して
いる。ケースセオリーは当然事件や事案によって異なるものであるため、修習生に
はその記録に現れる事実と証拠から、検察官がどうやって立証しようとしているの
か、それを弾劾できる構造はどのようなかということを議論して考えてもらうとい
うことを期待している。

ただ、想定弁論起案からみられる課題というか、こちらが感じる悩みとしては、
結論を導く事実の指摘が不十分だったり、事実と証拠とのかかわりの把握が不十分
だったりしてケースセオリーをどのように確立しているのかよく分からない、場当
たりの感じのものがみられる。これは、それぞれの論点について何らかのマニユ
アル的思考が働いて、これに形式的に当てはめたりしていて、事案から離れた検討
になってしまっているのかなと感じている。

こういった修習生にみられる課題を克服するというところで、例えばブレインスト

ーミングを利用した事案の分析評価の実践部分を強化したり、あるいは修習生同士のグループディスカッションを積極的に活用したりしてはどうかという意見が出されていて、特に前者については教官室で検討しているところである。

前回の指担協の結論との関係であるが、前回の指担協では、結局、生の事件に触れさせた修習ができなかったことが問題だということと、コロナの影響で自宅学修などになった場合でも、実際の事件記録を素材にしたりしてできるだけ生の事件に触れる内容にすべきである、そういった趣旨の意見でほぼ一致していた。こういった意見は、弁護実務修習というのは、実際の事件を処理する弁護士に付いて体を動かしながら学ぶことに意義がある、こういったことを共通認識として前提とされていたものではないかと思う。

そういったことからすると、先ほど述べたこちらの感じる修習生の課題、つまり弁護人という立場で具体的事案に即して考えて検討することができてないという課題は、まさにこの実務修習で事件について責任感を持って積極的に取り組むことで克服できるのかなと感じたところであり、課題と指担協で確認した弁護実務修習の意義というのは、そういったところで関連していると考えている。

(酒巻委員長)

ただ今の報告内容について、委員の先生方、幹事の先生方、御質問、御意見等はあるか。

(松下幹事長)

各分科会からの御報告の中で、複数回、司法修習生の課題という話が出たが、これは相当程度法科大学院教育の課題ということにもなるのかと思い、そういう観点から非常に興味深くお聞きした。

鈴木幹事に一つお尋ねしたい。指担協の中で、民事訴訟法を体系的に勉強していない者が増えている、つまり民事訴訟法の体系的な勉強の不足というのを指摘する意見があったとのことであるが、民事訴訟法を大学で教えている人間として非常に重く受け止めている。具体的にどのようなことがあったのか、エピソードで結構で

あるので、御披露いただければ大変ありがたい。

(鈴木幹事)

御質問の点は、実務庁の指導官からの指摘というか、意見であり、これを私の方で次のように理解しているという形になる。従来から問題として指摘されているところではあるが、いわゆる論点というか、司法試験によく出る論点を論証パターンの形で勉強しているのではないかと感じられる人、逆の言い方をすれば、教科書をきちんと読んで、なぜその点が問題になって議論されているのか、なぜそのような解釈になるのかが分かっているのか、そういうことをきちんと考えているのかということに少し疑問が感じられる人が増えてきているということではないかと思う。知識としては知っているような話を、実務修習で具体的な事例が起こったときに、意味がよく分かっていないのでうまく当てはめられないということ、発言された指導官の方は言われていたのではないかと私としては理解している。

(松下幹事長)

よく言われる論証パターンの暗記に対する危惧と了解した。大学で教える際にも、そういうことだけでは物事は済まないということをよく教えたいと思う。

(酒巻委員長)

刑事訴訟法はもっとひどい状況であろうと想像している。ほかにはいかがか。

(佐藤(隆)幹事)

刑事の分野について、河本幹事の御説明の中で、証拠から事実を適切に認定することの重要性への言及があった。法科大学院でも、実務基礎科目を中心に、与えられた事実から出発する世界から踏み出し、具体的な証拠から事実を見出していく力を養うための事実認定教育に、実務家の先生方の力も得て鋭意取り組んでいるが、学生の側には、事実認定についての理解は理論科目では問われていないという誤った認識があるように感じている。細かい話になるが、刑事訴訟法の分野には、伝聞証拠と非伝聞証拠の区別という問題があり、学生と議論をすると、要証事実、立証趣旨との関係を踏まえて判断するという区別の基準を抽象的には述べるものの、い

ど具体的な問題について検討する段になると、当該事案において要証事実、立証趣旨がなぜこのように設定されているのかという点についてはうまく説明することができないということがよくある。その理由について、学生は、伝聞の問題がよく分かっていないからだと分析、表現するが、私は、恐らく、証拠から要証事実への推認過程がどうなっているのかということがよく分かっていない、その辺りに本質的な問題があるのではないかと思っている。そうだとすると、そうした学生に必要なのは、伝聞法則そのものの勉強というよりは、実体法の構成要件理解を踏まえた、証拠の関連性、証拠と要証事実とのつながり、推認過程を意識した勉強ということになってくる。その点について法科大学院教育の中で十分伝えられていたか、何が躓きの石かということや学生が理解できるような教育ができていたか、個人的には、教員の側にも課題はあると感じている。事実認定についての基礎的な理解は、法科大学院の理論教育の段階から既に問われているのだということや学生に対してもう少し強く発信し、本格的な事実認定教育に円滑につながるようにする必要があるのではないかということや、御説明を伺いながら考えた。

(藤原委員)

修習の在り方に関し、オンラインによる修習は今後も続けざるを得ないと思う。その中で修習生に対する情報セキュリティルールがあり、これはこれまでのリアルでの修習を前提とした時代のルールとなっているため、例えば民事弁護のオンラインによる修習等が情報セキュリティルールに抵触するのではないかという問題が若干生じている。裁判や検察の実務と弁護実務とでは、状況はかなり異なっているであろうが、弁護実務では、打ち合わせの大半をオンラインでやることもあり、そうした実態を学ばせることになるので、現在の情報セキュリティルールについて、もう少しきめ細かく、新しい修習の在り方、実務の状況に合わせた形で修正を検討していただきたいというのが希望である。

(山本幹事)

藤原委員がおっしゃった点とほとんど同じであるが、民事弁護の実務修習におい

ても、今、企業の方が全てオンラインでやっている関係で、例えば社外役員の仕事なんかも会社の方が支給するパソコンを使わないとサーバーにアクセスできないという状況もある。今、藤原委員がおっしゃった事務所における修習生対応についてはもちろん今、深刻な状況にあるが、将来的に民事訴訟のIT化が進むにつれて、裁判所において主に大きな問題になっていくと思う。司法研修所としては、今後、裁判所が取っていく裁判修習に対するITセキュリティのための体制の構築についてどう考えておられるのかということをお立場からお立場から教えていただきたいなと思っている。

(酒巻委員長)

今の御質問について一場幹事からどうぞ。

(一場幹事)

民事訴訟がIT化をされる中にどのように修習を組み込んでいくかということはこちらとしては非常に重要な問題だと認識しているが、民事訴訟のIT化を実際にどうやって運用していくかということ自体はまだ裁判所の中で検討中であり、まず、そちらの検討が進まないこちらがなかなか入り込めないというところではある。

ただ、放っておくと、修習生のことが常に忘れ去られそうになるので、司法研修所としては常日頃から声を上げて修習生のことを忘れないで、民事訴訟IT化の検討の中で修習生をどうやって取り込むのかということをお必ず検討してほしいということは訴えかけているので、そこは御心配のないようにと思う。

また、セキュリティポリシー、特に実務修習のセキュリティルールをどうするかは非常に難しい問題であると考えている。第75期に向けて、司法研修所ではセキュリティルールを改正したいと考えており、その内容も踏まえながら、また弁護実務修習のセキュリティルールの方も改正の検討をお願いしたいと思っている。

7 閉会

(酒巻委員長)

新型コロナの見通しは不透明であるが、本日の御議論を踏まえ、また9月に先ほ

どの指担協が予定されているため、そこでも充実した議論を行っていただき、修習の更なる質の向上に努めていただきたい。

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整させていただきたい。

以上をもって第40回の司法修習委員会を終了する。